～新型コロナウイルス感染防止対策について～

保護者、生徒の皆さんへのお願い

文部科学省及び県教育委員会からの通知により、４月１日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方については、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされているところです。

しかし、学校に限らず、社会全体について、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。」等とされています。

つきましては、御家庭におきましても、引き続き基本的な感染防止対策を徹底するとともに、下記の内容について、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

（１）生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

（２）登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用を推奨します。

（３）毎朝の自宅での検温を忘れずに行い、発熱、倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がる場合や、体調が普段と少しでも異なる場合には、学校に連絡し、自宅で休養してください。

（４）同居する御家族が陽性または濃厚接触者と判明した場合には、学校に連絡してください。

（５）登下校時、昼食時を含めて、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」に努め、大声での会話を控えてください。

（６）ＳＮＳ等において、感染者や濃厚接触者に関わる憶測や差別・誹謗中傷につながる情報発信は、決して行わないでください。

（令和５年４月７日）